

恵庭市スポーツ振興基金運用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、恵庭市基金条例（以下「条例」という。）第2条に規定の、恵庭市スポーツ振興まちづくり条例（平成26年条例第29号）によるスポーツを活かした活力あるまちづくりを設置の目的とするスポーツ振興基金の取扱について、適切な措置を講ずるものである。

(基金の活用内容)

第2条 条例第4条及び、恵庭市基金条例施行規則第2条に規定される基金の活用内容は、次のとおりである。

- (1) スポーツ施設の修繕及び維持管理に要する経費に充てる場合
- (2) スポーツを活かした活力あるまちづくりの推進に関する事業に要する経費に充てる場合
- (3) 運動による健康の維持及び増進に関する事業に要する経費に充てる場合

(補助金交付事業)

第3条 前条第2号及び3号に基づく内容のうち、市民及び団体等へ補助金を交付する事業の具体的範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各種運動・スポーツ普及及び選手強化事業

市内に事務所を有するスポーツ団体、社会教育団体が市民の健康増進、運動やスポーツの普及、競技力の向上を目的として行う講習会・研修会・大会等のうち、特に意義があると認められるもの。

- (2) 全国大会等参加

市内に住所を有する個人（市内在校生を含む）または市内に事務所を有する団体が原則として予選会を経るなどによって出場資格を獲得し、国・日本体育協会及び加盟等の競技団体・国内を統轄する競技団体・全国高等学校体育連盟・日本高等学校野球連盟が主催、共催または主管する最終競技会（地区または都道府県において予選会が実施される）または国内選考を経て国際競技会に参加する場合。

なお、親善を目的とした大会や強化のための遠征は、対象とならない。

また、団体種目において監督等の公式スタッフ、児童・生徒などの団体にあつては、児童・生徒がスタッフとなる場合にのみ対象とするが、国体における団長、総監督といった統括者として団体から派遣される者は、対象としない。

- (3) 全道中学校体育大会等参加

北海道中学校体育連盟が主催する全道大会及び全国中学校体育連盟が主催する競技別全国大会に管内及び道内予選を経て出場する場合。

- (4) 小・中学生全道スポーツ大会等参加

前第3号を除く、市内に住所を有する個人又はその個人が所属する市内に事務所を有する団体が、原則として予選会を経るなどによって出場資格を獲得し、中学校体育連盟等、学校教育が主催する大会を除く、国・道・日本体育協会及び加盟等の競技団体に属する道内競技団体、国内を統轄する競技団体が主催、共催又は主管する全道大会及びそれに匹敵する規模の大会に、参加する場合。

2 補助金の額は予算の範囲以内とし、概ね別表の額を基準とする。但し、特別な場合は、別に定めることとする。

3 申請の際は、次の各号に留意すること。

- (1) 申請対象となる事業及び大会等は、当該年度の4月1日から3月31日までに開催されるものとする。
- (2) 第1項第1号について、精算交付による申請締切りは、年度末の3月中旬までを原則とする。

- (3) 第1項第2号及び4号について、申請締切りは大会終了2ヶ月以内を原則とする。
 また、提出書類については、恵庭市補助金等交付規則第4条第3項に基づき提出書類を省略し、証拠書類とする。
 なお、団体に所属するものの申請は、当該団体を経由するよう指導する。

(別 表)

補助金交付事業	開催地	補助金の額(基準額)	
		個人	団体
各種運動・スポーツ普及及び選手強化事業		種目、規模、所要経費、事業内容等を精査し、適当と認めた100,000円以内の額	
国際大会等参加	国外	*オリンピック	～ 100,000
		*ユースオリンピック	～ 30,000
		*ユースオリンピック地域予選	～ 10,000
		*世界選手権大会	～ 50,000
		*世界ジュニア選手権大会	～ 30,000
		*世界(国際)大会	～ 30,000
		*地域大会	～ 20,000
	国内	10,000	
全国大会等参加	道外	10,000	100,000
	道内	5,000	50,000
	管内	3,000	30,000
全道中学校体育大会等参加		参加の態様を考慮し、適当と認めた額(別紙基準)	
小・中学生全道スポーツ大会等参加	道内	5,000	50,000
	管内	3,000	30,000

- ※1. 上記以外の大会については、参加の様態を考慮し適当と認めた額を支給する。
 2. 全国大会・全道大会等に宿泊を伴い児童・生徒が参加する場合は、市内に住所を有する又は市内に勤務する成人の指導者1名を認める。
 3. 大学生以上の同一者又は団体が申請できる大会は、国際大会1回、全国大会1回とする。ただし、国際大会分を国内大会に変更し、国内大会2回とすることができる。
 4. 高校生以下の同一者は団体が申請できる大会は、国際大会2回、全国大会4回とする。また、小・中学生の全道大会は、4回とする。

附 則

- この要領は、昭和49年4月1日から施行する。
 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
 この要領は、平成28年4月1日から施行する。